

5 (5) 青少年センター個別ガイドライン
館長室、管理課・ホール運営課事務室等に係る事項

令和2年7月10日

改定 令和4年12月22日

改定 令和5年5月8日

改定 令和6年7月31日

管理課

1 感染防止のための基本的な考え方

- 青少年センターの個別ガイドライン2及び3に記載されている各項目に取り組むほか、本項に記載されている事項に取り組み、感染症の防止対策に取り組むものである。

2 館長室、管理課・ホール運営課事務室及び各階のトイレにおける予防措置

(1) 館長室、管理課・ホール運営課事務室

<施設管理者の取組>

- ・ 定期的な換気を行う。また、天候を確認しつつ、窓と入り口ドアの長時間開放に努める。
- ・ 事務室内で入り口ドアの近傍に手指消毒液を配置する。消毒液が空にならないよう、適宜補充を行う。

(2) 各階のトイレ

<施設管理者の取組>

- ・ 手洗い用の液体せっけんを切らさないよう、清掃事業者に要請する。